

## 空き家の除却及び改修に係る補助金交付事業について

環境部環境保全課

### 【空き家の除却に係る補助金交付事業】

将来的に周辺に影響を及ぼすおそれのある空き家について、所有者等による適正な管理を推進するため、市内に存する空き家の所有者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

#### 記

#### 1. 補助金の交付概要

- (1) 補助対象 市内で1年以上空き家となっている住宅で、
- ①昭和56年5月31日以前に建築確認を受け、建築された住宅
  - ②住宅地区改良法に規定する不良住宅
  - ③または②を除却する所有者等（個人）に工事費用の一部を補助
- (2) 補助割合 除却費用の4/5
- (3) 補助上限額 50万円
- (4) 補助件数 15件



#### 2. 交付申請の受付

- (1) 申請期間 平成29年5月15日（月）から平成29年9月29日（金）まで
- (2) 受付場所 ①市役所東館1階市民ホール（平成29年5月15日（月）・16日（火）のみ）  
②環境部環境保全課（平成29年5月17日（水）以降）

※申請期間終了後に交付決定を行います。

なお、申請件数が補助件数を超えた場合は、選考による交付決定となります。

※補助金の交付決定前に行った除却工事については、補助の対象となりません。

## 【空き家の改修に係る補助金交付事業】

空き家を改修して地域活性化に資する用途に活用する事業により、空き家の活用促進を図るため、市内に存する空き家の所有者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

### 1. 補助金の交付概要

- (1) 補助対象 市内で6ヶ月以上空き家となっている住宅で、地域の活性化に資する用途に10年以上活用する施設等に改修する者（個人、認可地縁団体、NPO法人）に工事費用の一部を補助
- (2) 補助割合 改修費用の2/3
- (3) 補助上限額 250万円
- (4) 補助件数 1件

### 2. 交付申請の受付

- (1) 申請期間 平成29年5月15日（月）～平成29年9月29日（金）
- (2) 受付場所 ①市役所東館1階市民ホール（平成29年5月15日（月）・16日（火）のみ）  
②環境部環境保全課（平成29年5月17日（水）以降）

※申請期間終了後に補助対象者の選考を行い、交付決定を行います。

※補助金の交付決定前に行った改修工事については、補助の対象となりません。

